

東北財務局では

国の行政財産（**宿舎**）の有効活用

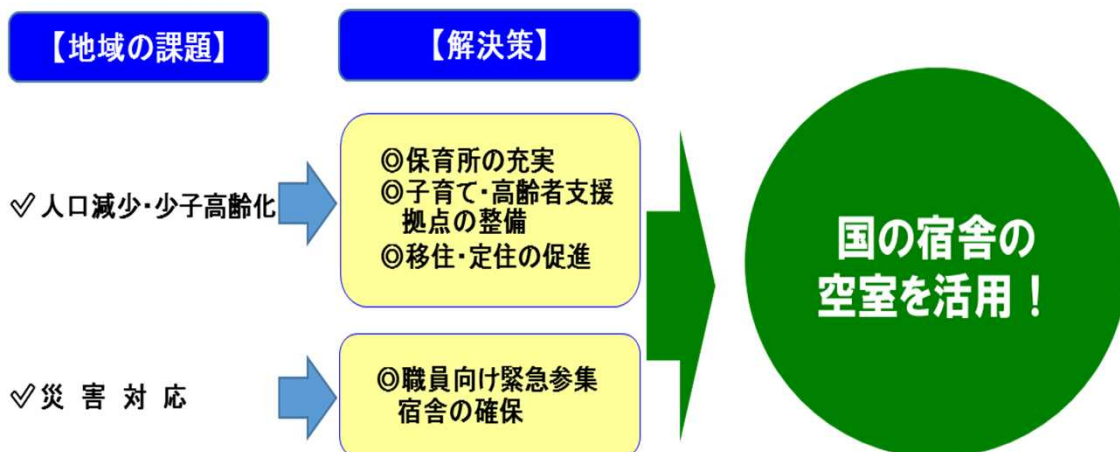
に取り組んでいます！

東北財務局では、国が使用している**宿舎の空室の有効活用**を図るため、地域の課題解決に資する場合には、地方公共団体に提供（使用許可）する取組みを行っています。

具体的には、

- ①活用可能な宿舎の空室の情報を、該当する地方公共団体に対して東北財務局が情報提供します。
- ②提供（使用許可）する期間は、原則5年以内、最長10年、使用料は、国家公務員に宿舎を貸与した場合と同様に算定した額となります。

～例えば、このようなことが考えられます～



国の行政財産(宿舎)の有効活用に関するご照会、ご相談はお気軽に！

東北財務局 管財部 管財総括第二課 ☎022-263-1111 (内線3708)



国の行政財産(宿舎) の有効活用事例

東北財務局における有効活用事例

家庭的保育事業(保育ママ)



宮城県仙台市及び山形県山形市内に所在する
合同宿舎の空室を、家庭的保育事業(保育ママ)
の用に供する事業者に提供(使用許可)

※写真は他住宅のもの(財務省HPより)

【補 足】

・国から地方公共団体に提供(使用許可)した財産を、**地方公共団体の政策目的のために、地方公共団体から第三者に提供することも可能です。**

・家庭的保育事業(保育ママ)以外の他局の事例として、地方公共団体が人口減少対策事業のため誘致した日本語学校の教職員住宅として提供したものや、定住促進住宅として活用を検討しているものがあります。